



埼玉県報

第 2 3 2 3 号
平成 23 年 9 月 20 日
火 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則\(水環境課\)](#)
- [埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則\(水環境課\)](#)
- [埼玉県財務規則の一部を改正する規則\(出納総務課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [昭和52年埼玉県告示第1607号の一部を改正する告示\(大気環境課\)](#)
- [昭和52年埼玉県告示第1608号の一部を改正する告示\(大気環境課\)](#)
- [昭和54年埼玉県告示第589号\(騒音規制法\)の一部改正\(水環境課\)](#)
- [昭和52年埼玉県告示第1342号\(振動規制法\)の一部改正\(水環境課\)](#)
- [平成18年埼玉県告示第573号\(悪臭防止法\)の一部改正\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [狭山稲荷山公園の防災緑地としての供用廃止\(公園スタジアム課\)](#)
- [県営都市公園\(狭山稲荷山公園\)の供用開始\(公園スタジアム課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十一号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

別表第四第一号口の付表一の項、別表第十五第一号、別表第十六第一号及び別表第二十四第一号中「、鳩ヶ谷市」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年十月十一日から施行する。

規 則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十二号

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十年埼玉県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(第一面)中「あて先」を「宛先」とし、「収入証紙はりつけ欄」を「収入証紙貼付欄」に改め、同様式(第四面)を次のように改める。

営業区域及び当該営業区域を担当する浄化槽管理士

管轄の環境 管理事務所	営業区域	担当浄化槽管理士	管轄の環境 管理事務所	営業区域	担当浄化槽管理士
中央環境 管理事務所	川口市		秩父環境 管理事務所	秩父市	
	鴻巣市			横瀬町	
	上尾市			皆野町	
	蕨市			長瀨町	
	戸田市			小鹿野町	
	桶川市		北部環境 管理事務所	熊谷市	
	北本市			本庄市	
	伊奈町			深谷市	
西部環境 管理事務所	所沢市			美里町	
	飯能市			神川町	
	狭山市		上里町		
	入間市		寄居町		
	朝霞市		越谷環境 管理事務所	草加市	
	志木市			越谷市	
	和光市			八潮市	
	新座市			三郷市	
	富士見市			吉川市	
	日高市		東部環境 管理事務所	松伏町	
	ふじみ野市			行田市	
三芳町		加須市			
東松山環境 管理事務所	東松山市			春日部市	
	坂戸市			羽生市	
	鶴ヶ島市			久喜市	
	毛呂山町			蓮田市	
	越生町			幸手市	
	滑川町			宮代町	
	嵐山町			白岡町	
	小川町			杉戸町	
	川島町				
	吉見町				
	鳩山町				
	ときがわ町				
	東秩父村				

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年十月十一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十二号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「非常災害時に行う応急の工事」を「第一百三条第一項第五号に該当するもの」に改める。

第八十条第一号ハ中「委託契約」の下に「（第七号に該当するものを除く。）」を加え、同条中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 第一百三条第一項第五号に規定する物品の購入等（食料品、機材その他の日常生活に必要な物資の調達等に関して業者と締結した協定に基づくものに限る。）をするとき。

第一百三条第一項第五号中「非常災害時において」を「非常災害の場合、又は非常災害の場合以外の場合であつて人の生命、身体若しくは財産に重大な危害が及ぶおそれがあるときにおいて、」に改める。

別表第二第九項中「、非常災害時に行う応急の工事」を削り、同表第十三項中

「~~非常災害時に行う応急の工事~~」を削り、同表の備考中10を11とし、7から

9までを8から10までとし、6の次に次のように加える。

7 この表の定めにかかわらず、第80条第7号に該当する契約については、支出負担行為兼支出命令書を使用することができる。

様式第十八号（十三）の次に次の一様式を加える。

様式第18号(14) (第31条関係)

調 定 内 訳 書

〒 様

年 月 日

納付目的

利用年月： 年 月分

指定障害福祉サービス合計単位数	単位
指定障害福祉サービス費合計算定額 ①	円
利用者負担上限月額 ②	円
利用者負担額 (①又は②のいずれか少ない額)	円
特定費用 (光熱水費) の額	円
その他	円
合計請求金額	円

書類区分

課 所	年 度
	⋮
	⋮

納入期限

会 計	款	項	目	節
一般会計				
0 ⋮ 1	⋮	⋮	⋮	⋮

金 額

納入通知番号

埼 玉 県

「受診年月日」： 年 月 日」を
「受診年月日」： 年 月 日」を
利用年月： 年 月分」に改める。

「受診年月日」： 年 月 日」を
「受診年月日」： 年 月 日」を
利用年月： 年 月分」に改める。

「受診年月日」： 年 月 日」を
「受診年月日」： 年 月 日」を
利用年月： 年 月分」に改める。

「受診年月日」： 年 月 日」を
「受診年月日」： 年 月 日」を
利用年月： 年 月分」に改める。

様式第21号(35) (第36条、第125条関係)

納入通知書兼領収書

〒

年 月 日

下記の金額を納入してください。

様 埼玉県立精神保健福祉センター長

納入場所

埼玉県立精神保健福祉センター
 埼玉県指定金融機関
 埼玉県指定代理金融機関
 埼玉県収納代理金融機関

納付目的

利用年月： 年 月分

指定障害福祉サービス合計単位数	単位
指定障害福祉サービス費合計算定額 ①	円
利用者負担上限月額 ②	円
利用者負担額 (①又は②のいずれか少ない額)	円
特定費用 (光熱水費) の額	円
その他	円
合計請求金額	円

書類区分

課 所	年度
	⋮
	⋮

納入期限

会計	款	項	目	節
一般会計				
0 ⋮ 1	⋮	⋮	⋮	⋮

金 額

納入通知番号

収納済印

所轄所→納入者→所轄所又は金融機関→納入者

埼 玉 県

様式第九号（六）の備考２中「しない歳入」の次に「に係る債権の督促（督促兼領収書を使用する場合を除く。）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、様式第九号（六）の備考２の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年九月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北本学童保育の会うさぎっ子クラブ

三 代表者の氏名

新井 利民

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市北本三丁目百四十一番地二 大島ビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、会員の協働による運営のもと、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後の生活の場を築くことで、児童の心身とも健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千九十八号

昭和五十二年埼玉県告示第千六百七号（大気汚染防止法による硫黄酸化物についての総量削減計画について）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十一日から施行する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

「、鳩ヶ谷市」を削る。

告 示

埼玉県告示第千九十九号

昭和五十二年埼玉県告示第千六百八号（大気汚染防止法による硫黄酸化物についての総量規制基準及び燃料使用基準について）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十一日から施行する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号イ中「鳩ヶ谷市」を削る。

告 示

埼玉県告示第千百号

昭和五十四年埼玉県告示第五百八十九号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十一日から施行する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一中「、鳩ヶ谷市」を削る。

告 示

埼玉県告示第千百一号

昭和五十二年埼玉県告示第千三百四十二号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴つて発生する振動について規制する地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十一日から施行する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

「、鳩ヶ谷市」を削る。

告 示

埼玉県告示第千百二号

平成十八年埼玉県告示第五百七十三号（悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定並びに同法第四条第二項第一号、第二号及び第三号に規定する規制基準の設定について）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十一日から施行する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一中「、鳩ヶ谷市」を削る。

告 示

埼玉県告示第千百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

幸手緑台小島・田沼ビル

埼玉県幸手市幸手五千二百八十 一外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

小島 繁

埼玉県幸手市緑台一丁目八十番九号

田沼 博行

埼玉県幸手市緑台一丁目八十番四号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十三年六月二十六日

告 示

埼玉県告示第千百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

P C D E P O T 狭山本店

埼玉県狭山市大字下奥富字坂上五百五 一、五百十 一、五百十二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前） J A 三井リース建物株式会社 代表取締役 前田吉博

（変更後） J A 三井リース建物株式会社 代表取締役 尾内泰成

八 変更年月日

平成二十三年四月一日

二 届出年月日

平成二十三年九月八日

二 縦覧期間

平成二十三年九月二十日から平成二十四年一月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年九月二十日から平成二十四年一月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百五号

平成二十二年埼玉県告示第千四百五十四号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十三年三月十一日終了した旨測量計画機関の長である三郷市長木津雅晟から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百六号

平成二十三年埼玉県告示第九十七号で公示した公共測量（出来形確認測量）は、平成二十三年三月十八日終了した旨測量計画機関の長である上尾市小泉土地区画整理組合理事長山崎勉から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百七号

平成二十三年埼玉県告示第百号で公示した公共測量（数値地形図修正）は、平成二十三年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百八号

平成二十二年埼玉県告示第千百三十八号で公示した公共測量（都市計画基本図等作成）は、平成二十三年四月二十八日終了した旨測量計画機関の長である日高市長大沢幸夫から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
栃谷中郷 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
栃谷下郷 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
栃谷入沢 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
栃谷定峰	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
栃谷入沢 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
栃谷下郷 3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
栃谷下郷 4	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
栃谷下郷 5	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え	急傾斜地の崩壊

上郷 5	中郷	上郷 4	上郷 1	栃谷入沢	下郷 2 2	下郷 2 1	下郷 1	柳田	栃谷下郷 2 2	栃谷下郷 2 1	
置いて縦覧に供する。 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。										
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊									

黒谷	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
曾根坂沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
矢追 1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下長芦	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
矢追 3 1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
矢追 3 2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
矢追 3 3	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
矢追 3 4	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
矢追 3 5	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
矢追 5	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
木戸原 2 1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
木戸原 2 2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

吉沢川2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
大ヶ谷沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
高谷川	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
雀川	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
滝山・萬開沢1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
滝山・萬開沢2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
栃谷定峰	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
柳田	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

向堀 ― 2	大 棚 1	前 沢 2	木 戸 原	木 戸 原 4 ― 3	木 戸 原 4 ― 2	木 戸 原 4 ― 1	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

青木下―2	青木下	奥沢上	向堀―7	向堀―6	向堀―5	
縦覧に供する。 役場に備え置いて 務所及び東秩父村 東松山県土整備事 平面図等を埼玉県						
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
縦覧に供する。 役場に備え置いて 務所及び東秩父村 東松山県土整備事 平面図等を埼玉県						

氷川	青木下沢	奥沢上沢	奥沢上ノ沢	深沢寺沢	あたご沢	向堀沢―2	
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ	縦覧に供する。平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及びときがわ	縦覧に供する。平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	縦覧に供する。

	滝山・萬開沢2
東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。
	土石流
東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。	東松山県土整備事務所及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。

告示

埼玉県告示第千百十号

次のとおり防災緑地（大規模な地震等に伴い発生する災害から住民の生命、財産等を守るための避難地）の供用を廃止する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

狭山稲荷山公園

二 位置

狭山市稲荷山一丁目地内

三 区域

別図のとおり

四 供用廃止の期日

平成二十三年九月二十一日

告示

埼玉県告示第千百十一号

次のおり都市公園の供用を開始するので都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、公告する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

狭山稲荷山公園

二 位置

狭山市稲荷山一丁目地内

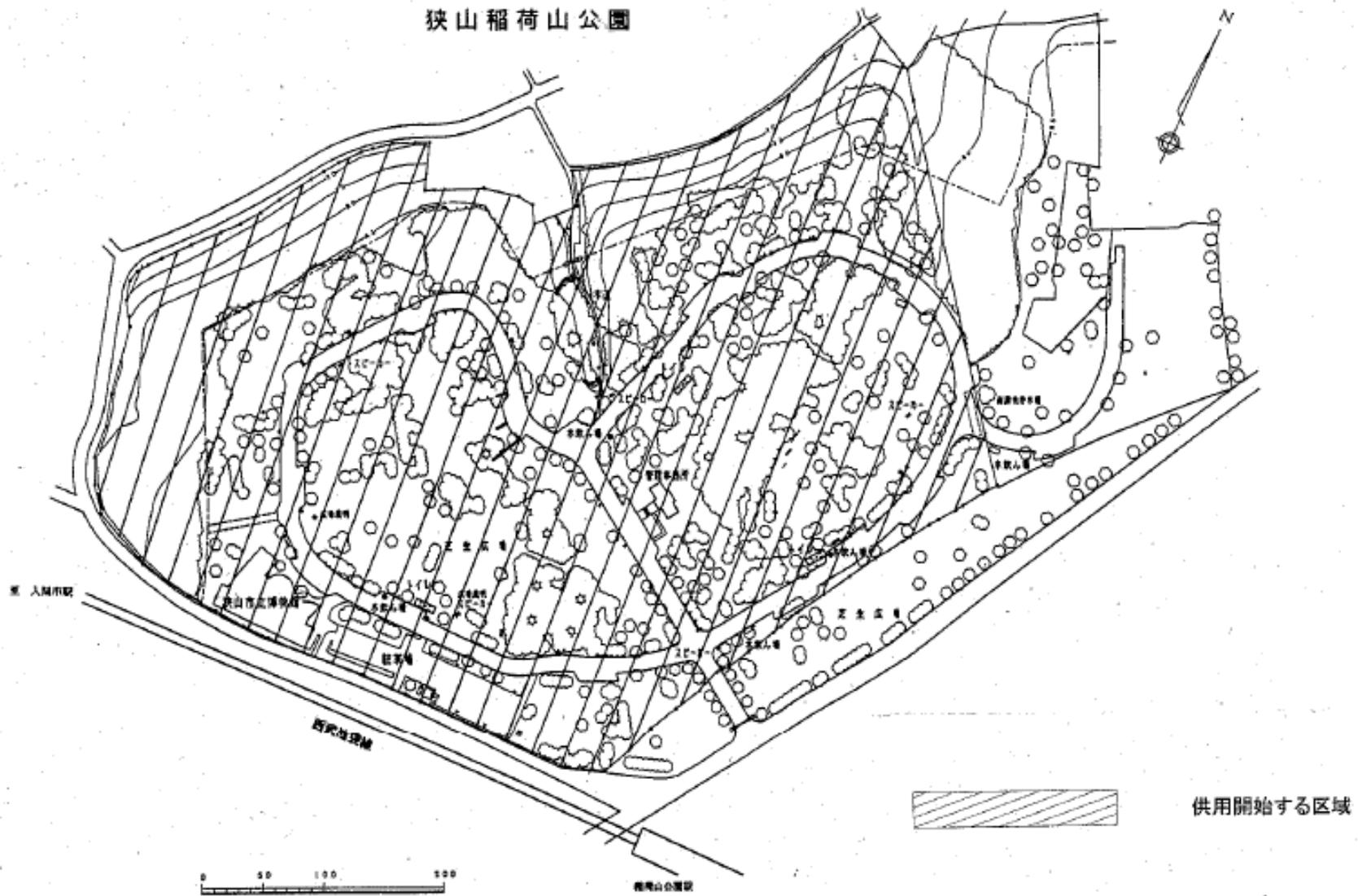
三 区域

別図のおり

四 供用開始の期日

平成二十三年九月二十一日

狭山稲荷山公園



供用開始する区域

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年九月二十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十三年九月十三日

指令越建セ第二二〇〇八五一号

二 検査済証番号

平成二十三年九月十四日

越建セ第二三三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字志部千四百九十六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西三丁目一番地一クレインフォレスト二〇三

植竹 英介 植竹 美和子